

～北広島市総合計画～
[きたひろしま21創造プラン]

平成13年度(2001)～22年度(2010)

第3次実施計画

平成20年度(2008)～22年度(2010)

北広島市

はじめに

平成13年度（2001）から平成22年度（2010）までの10か年を計画期間とする「北広島市総合計画」も残すところ3か年となりました。

これまでの第1次、第2次実施計画では、地方分権が進む中、国庫補助金の見直しや地方交付税の削減など厳しい財政状況ではありましたが、障がい者や高齢者福祉の推進、子育て支援の実施、市民参加や協働の推進、夢プラザや西部小学校移転改築、大曲幸地区の区画整理、情報通信基盤の整備、自転車道の整備や新工業団地への着手など、総合計画で目指すまちづくりに向け施策を行ってきたところであります。

依然として厳しい財政状況にある中で、第3次実施計画では、総合計画の最後の計画として社会情勢の変化、市民ニーズや地域課題などを踏まえ可能な限り事業の構成を検討してまいりました。

特に、市役所庁舎や保健センター、総合運動公園など、これまで課題であった事業について、今後の整備の道筋となるよう計画したほか、環境や防災などについても事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

総合計画で掲げている、めざす都市像「健康安心都市」、「交流文化都市」、「活力発展都市」を実現するため、この計画を着実に推進してまいりたいと考えております。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

平成20年2月

北広島市長 上野正三

— 目 次 —

I 計画の基本方針

1 実施計画策定の目的	1
2 第3次実施計画の位置付け	1
3 実施計画の期間	1
4 第1次、第2次実施計画の実施状況	2
5 計画の策定方針	2
6 総合計画の体系	3

II 重点プラン

1 子育て支援プラン	5
2 とともに支えあう地域プラン	6
3 まちの顔づくりプラン	7
4 共生の森プラン	7
5 サイクリング・ネットワークプラン	8

III 部門別計画

第1章 安全で安心できるまち

第1節 健康と医療	10
第2節 地域福祉	11
第3節 児童福祉	13
第4節 障がい者福祉	14
第5節 高齢者福祉	16
第6節 消費生活	17
第7節 防災と消防	18
第8節 防犯と交通安全	19
第9節 霊園と火葬場	20

第2章 環境と共生する快適なまち

第1節 自然と緑と公園	22
第2節 都市景観	23
第3節 環境保全	23
第4節 廃棄物とリサイクル	24

第3章 いきいきとした交流と連携のまち

第1節	コミュニティ	28
第2節	広域交流	29
第3節	観光とイベント	30
第4節	平和と人権	30
第5節	開かれた市政	31

第4章 豊かな心と個性ある文化をはぐくむまち

第1節	幼児教育	34
第2節	学校教育	35
第3節	社会教育	38
第4節	芸術と文化	40
第5節	スポーツとレクリエーション	41

第5章 高い都市機能をもち、活力にあふれるまち

第1節	市街地整備	44
第2節	住 宅	45
第3節	道路と交通	46
第4節	情報通信	48
第5節	上水道	48
第6節	下水道とし尿処理	49

第6章 力強い産業活動が展開されるまち

第1節	農 業	52
第2節	工 業	53
第3節	商 業	54
第4節	労働環境	55

IV	事業費総括表	56
----	--------	----

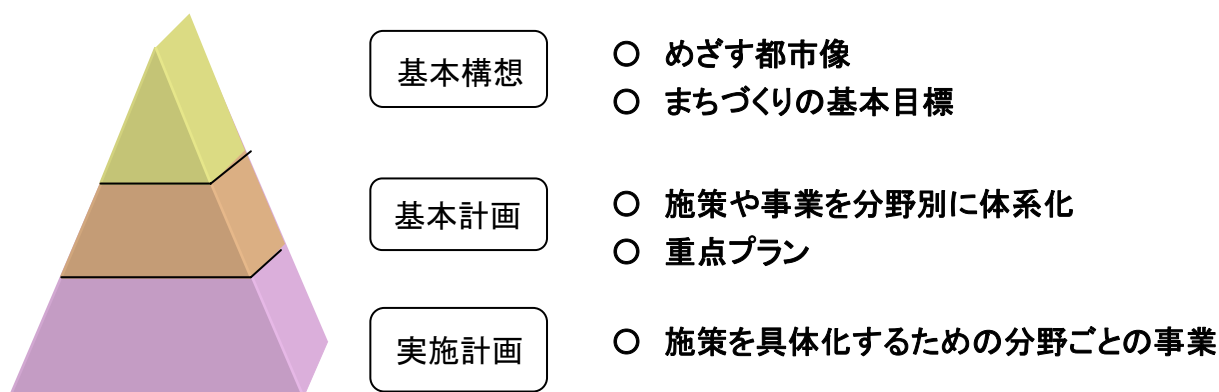
I 計画の基本方針

1 実施計画策定の目的

実施計画は、「北広島市総合計画～きたひろしま21創造プラン～」に定められた都市像「健康安心都市」、「交流文化都市」、「活力発展都市」の実現を目指すために、まちづくりの基本目標、施策の大綱に基づき基本計画で示した施策を具体化し、社会経済情勢や市民ニーズへの対応を図りつつ、計画期間内に実施すべき事業内容を明確にし、計画的かつ効果的に実施するために策定するものです。

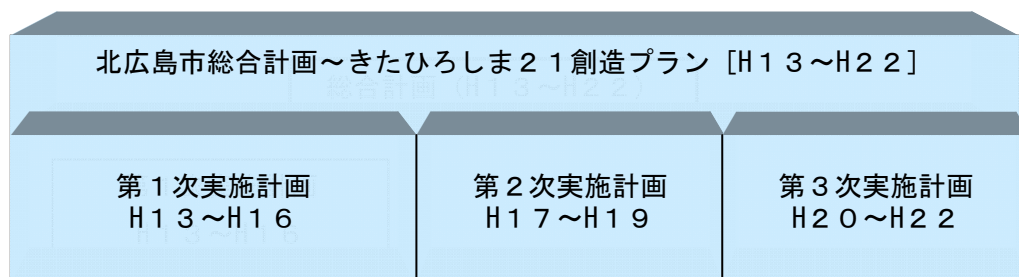
2 第3次実施計画の位置付け

実施計画は、総合計画（基本構想、基本計画、実施計画によって構成される）上、次のとおり位置づけられています。



3 実施計画の期間

第3次実施計画の期間は、平成20年度から平成22年度までの3か年です。



4 第1次、第2次実施計画の実施状況

総合計画で掲げられた「めざす都市像」の実現に向け、6つの「まちづくりの基本目標」に、第1次実施計画では433の事業を、第2次実施計画では416の事業を構成していましたが、事業の優先度や事業評価、国・道事業との関連、事業環境の変化などにより着手に至らなかった事業、また国の制度改正や権限移譲、緊急を要するなどにより新たに事業化されたものの実施状況は次のとおりです。

計画	計画事業数	実施	未実施	計画外	全体
第1次	433	412	21	33	445
第2次	416	408	8	25	433

第1次、第2次をとおり計画された事業は概ね着手してまいりましたが、「輪厚中央通整備」や「地図情報のデータ化」など着手にいたらなかった事業や、「市役所庁舎整備」や「保健福祉センター整備」、「総合運動公園整備」の大型事業については、財政状況や他の事業との調整により実施には至っておりません。

5 計画の策定方針

「北広島市総合計画 ～きたひろしま21創造プラン～」は、平成22年度を目標年次とし、将来にわたるまちづくりのテーマである「自然と創造の調和した豊かな都市」を継承し、めざす都市像に「健康安心都市」、「交流文化都市」、「活力発展都市」の3つを掲げ、実現に向けて6つのまちづくりの基本目標と、各分野の施策を横断的に連携させ互いに相乗効果が生まれるように重点プランを設定しています。

第3次実施計画では、総合計画の最後の実施計画として基本目標及び重点プランの具現化に向け、施策事業を公平に、社会情勢の変化、市民ニーズや地域課題などを十分に踏まえ、限られた財源を効果的かつ効率的に配分し財政状況との整合性を図り計画を策定しました。特に総合計画において謳っている大型事業については、次期総合計画を見据え、方向性を示した計画としています。

6 総合計画の体系

基本構想

めざす都市像

健康安心都市

交流文化都市

活力発展都市

まちづくりの基本目標

1 安全で安心できるまち

2 環境と共生する快適なまち

3 いきいきとした交流と連携のまち

4 豊かな心と個性ある文化をはぐくむまち

5 高い都市機能をもち、活力にあふれるまち

6 力強い産業活動が展開されるまち

基本計画

重点プラン

基本計画では、「都市像」の実現と本市の個性ある発展を目指すため、各分野の施策を横断的に連携させ、互いに相乗効果が生まれるよう総合的に取り組んでいく施策として、次の五つの重点プランを掲げています。

- 子育て支援プラン
- ともに支えあう地域プラン
- まちの顔づくりプラン
- 共生の森プラン
- サイクリング・ネットワークプラン

施策の体系

基本構想で掲げられた「まちづくりの基本目標」に基づき、その実現に向けた施策や事業を分野別に体系化しています。

第1章 安全で安心できるまち
(1) 健康と医療 (2) 地域福祉 (3) 児童福祉 (4) 障がい者福祉 (5) 高齢者福祉 (6) 消費生活 (7) 防災と消防 (8) 防犯と交通安全 (9) 霊園と火葬場
第2章 環境と共生する快適なまち
(1) 自然と緑と公園 (2) 都市景観 (3) 環境保全 (4) 廃棄物とリサイクル
第3章 いきいきとした交流と連携のまち
(1) コミュニティ (2) 広域交流 (3) 観光とイベント (4) 平和と人権 (5) 開かれた市政
第4章 豊かな心と個性ある文化をはぐくむまち
(1) 幼児教育 (2) 学校教育 (3) 社会教育 (4) 芸術と文化 (5) スポーツとレクリエーション
第5章 高い都市機能をもち、活力にあふれるまち
(1) 市街地整備 (2) 住宅 (3) 道路と交通 (4) 情報通信 (5) 上水道 (6) 下水道とし尿処理
第6章 力強い産業活動が展開されるまち
(1) 農業 (2) 工業 (3) 商業 (4) 労働環境

Ⅱ 重点プラン

重点プランについては、次の点に留意しながら、関連施策の充実を図るとともに、複数の分野の施策を横断的に連携させ、互いに相乗効果が生まれるよう総合的に取り組んでいきます。

- 関連施策の重点的取組
- 行政内部の横断的取組
- 関係団体や関係機関とのネットワークの強化
- 市民や企業・団体とのパートナーシップ（協働、連携）

1 子育て支援プラン

安心して子供を生み育てられるよう、母子保健の充実や一時保育・延長保育など保育サービスの充実を図り、子供たちが安全に遊び健やかにはぐくむよう公園施設や学童クラブ、教育環境の整備・充実などを進めます。

また、子供たちの権利を守る「子ども権利条例」や青少年の健全育成を推進し、児童虐待の防止、不登校児童生徒の支援、授業補助員や学校支援ボランティアの確立など、子どもが学校や地域で安心して生活できる環境づくりを、家庭・学校・地域の連携を図って進めていきます。

★＝新規 ○＝拡大

<p>安心して育てられる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域子育て支援センターの充実 ◇療育相談、こども発達支援センターなど障がい児とその家庭を支援 ○訪問指導、健診など母子保健の充実（新生児全戸訪問、妊婦一般健康診査助成の拡大） ○感染症予防対策（麻疹・風疹予防の追加接種の実施） ○乳幼児等医療費助成の拡大 ○学童クラブの運営改善（土曜日開所時間の延長） ★次世代育成支援対策推進行動計画に基づき、施策・事業の推進 ★延長保育、乳児保育、一時保育など保育事業の充実
<p>緑あふれる安全な都市環境で育てる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇豊かな自然環境を生かした公園、緑地の整備 ◇歩道造成や公共施設の整備 ★緑の活動拠点（富ヶ岡地区市有林）を活用した環境教育
<p>充実した教育環境がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇幼児教育の推進（★幼稚園就園準備金支給（2歳児通園助成）） ◇英語指導助手による小学校での英語教育 ◇子供たちのスポーツを通じた健全育成を図る、少年スポーツアカデミーの運営 ◇教育環境の整備充実 ◇姉妹都市、国際交流などによる児童生徒の派遣交流の推進

<p>みんなで サポートする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇児童虐待防止連絡会議など、児童虐待防止体制の充実と市民への啓発 ◇子どもインターンシップ（職場体験） ◇特別支援教育の振興 ◇適応指導教室「みらい塾」での学校復帰の支援 ◇子どもサポートセンター活動など健全育成事業の充実 ◇地域の青少年健全育成連絡協議会との連携、支援 ◇ファミリーサポートセンターの運営 ○学校支援ボランティア、授業補助員の充実 ★放課後子ども教室のモデル地区の導入
------------------------	---

2 とともに支えあう地域プラン

市民、関係団体、事業者が一体となり、市民が安全で安心して暮らせる社会となるよう「(仮称)安全・安心なまちづくり条例」を制定します。

また、地域の自主的なまちづくりを推進するとともに、公益活動団体と行政の協働指針に基づく活動の促進や、市民参加条例など、市民参加によるまちづくりを進めます。

★=新規 ○=拡大

<p>安全・安心の 地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域の自主防災組織の育成 ◇地域福祉のネットワーク強化 ◇住宅の住替え希望に対する相談・支援 ○避難場所標識の整備 ★「(仮称)安全・安心なまちづくり条例」の制定 ★地域防災無線のデジタル方式への更新 ★木造住宅耐震診断補助 ★木造住宅耐震改修補助 ★消防署大曲出張所移転の検討 ★消防車両救助工作車の更新
<p>ふれあい・交流の 地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇生きがいデイサービス、や認知症支え合いなど、高齢者の社会参加と支援サービスの充実 ◇生涯学習振興会の組織づくり ◇ふれあい温泉 ◇自主的な「地域まちづくり」事業の支援 ★地域コミュニティ施設の整備（住民集会所、地区住民センター） ★食農教育、野菜づくり実践講座、菜園パークなどを通して、生産者と消費者との交流
<p>連携・協働の まちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民参加条例や協働指針に基づくまちづくりの推進 ◇男女平等参画の推進 ○集団資源回収の奨励 ★アダプトプログラム（里親制度）による公園等の管理 ★コミュニティビジネスの創業支援 ★ごみ適正排出協力員の配置

3 まちの顔づくりプラン

エルフィンパークの活用による新たな交流や市民活動を促進し、芸術文化ホール・図書館を拠点とする地域文化の創造と発信を行っていきます。

また、JR北広島駅西口公園は、団地内幹線緑道とエルフィンロードとの中継地点として改修し、あわせて駅西口広場の再整備を実施します。

★=新規 ○=拡大

交流・文化の 顔づくり	◇エルフィンパーク活用による市民交流、市民活動の促進 ◇芸術文化ホール、図書館を拠点とした地域文化の創造と発信 ○ふるさと祭りの開催（30周年記念事業）
交通機能を 生かした顔づくり	◇サイクリングロード（札幌恵庭自転車道線）の整備促進 ◇パークアンドライドや公共施設駐車場の活用促進 ◇鉄道とバスの結節の向上 ◇市内各地区を結ぶ交通網の研究 ★サイクリングロードの中継地点とする駅西口公園の整備 ★駅西口広場の整備 ★駅西口自転車置場の改修
にぎわいの 顔づくり	◇商業、業務機能の誘導 ◇商店街の活性化 ★空き店舗の利用促進 ★「(仮称)商工業振興基本条例」の制定

4 共生の森プラン

将来にわたり適正な森林保全を行うため、仁別・三島地区の水源流域保全事業を引き続き実施するほか、林道の改良工事を進めます。

また、富ヶ岡地区の市有林は市民参加による森林整備を行い、自然観察、体験学習などの場として、市民が親しみ憩える森と緑の拠点を目指します。

★=新規 ○=拡大

森を守り、育てる	◇市有林の水源流域保全 ◇緑化推進事業 ★仁別・三島地区の林道整備 ★北広島団地周辺緑地樹木の剪定、間伐、散策路等の整備
森に親しみ、 ともに生きる	◇森林ボランティアの育成、活動支援 ◇エルフィンロード、学習の森や水辺の広場を利用して四季を通じた自然とのふれあい ◇緑の活動拠点の整備 ★富ヶ岡地区市有林の整備 ★総合運動公園の整備

5 サイクリング・ネットワークプラン

エルフィンロードを軸としてその関連施設や市内のレクリエーション施設などを利用し、四季を通しての楽しみや人々の交流の広がるサイクリングやマラソン、歩くスキー、自然観察などの事業を展開します。

また、エルフィンロードに接続する大曲東通の歩道や、中継地点として駅西口公園の改修整備を実施します。

道道札幌恵庭自転車道線の恵庭市への延伸や近隣自治体の自転車道との連結による広域的なサイクリングネットワークづくりについての取組も進めます。

★=新規 ○=拡大

<p>自転車利用環境の整備</p>	<p>◇札幌恵庭自転車道の整備促進 （北広島恵庭間～延伸区間） ◇道央馬追サイクルネットワーク構想など広域自転車道路網計画の促進 ★駅西口自転車置場の改修《再掲》 ★駅西口公園の整備</p>
<p>自転車で広がるネットワーク</p>	<p>◇市民の自転車利用の促進 ◇自然観察、ウォーキング、マラソン、歩くスキーなど自転車道を利用したスポーツ、レクリエーションの振興 ◇近隣市民との交流 ○レンタサイクルの利用促進 ★総合運動公園の整備《再掲》</p>

Ⅲ 部門別計画

第1章 安全で安心できるまち

- 第1節 健康と医療
- 第2節 地域福祉
- 第3節 児童福祉
- 第4節 障がい者福祉
- 第5節 高齢者福祉
- 第6節 消費生活
- 第7節 防災と消防
- 第8節 防犯と交通安全
- 第9節 霊園と火葬場

第1章 安全で安心できるまち**第1節 健康と医療**

施策区分	計 画 事 業 ★＝新規 ○＝拡大
1 健康づくりの推進	◇健康づくりの推進
2 保健予防の推進	◇成人保健 ◇エキノコックス症検診 ◇北海道難病連活動補助 ◇感染症予防対策（○麻疹・風疹） ◇母子保健の推進（○新生児訪問第2子以降、○妊婦健康診査助成の拡大）
3 医療体制の充実	◇救急医療 ◇歯科休日等在宅当番医制 ◇医療費の助成 （重度心身障がい者医療費助成、重度心身障がい者通院交通費助成、ひとり親家庭等医療費助成、○乳幼児等医療費助成） ★北海道後期高齢者医療広域連合負担金 ◇国民健康保険会計健全運営 ◇老人保健会計健全運営 ★後期高齢者医療制度の円滑な運営
4 拠点施設の整備	★保健センターの整備に向けた検討

1 健康づくりの推進

- 健康増進計画（健康きたひろ21）に基づき、健康増進や疾病予防のため市民・団体・行政が一体となって健康づくり運動を進めます。
- 元気フェスティバル、地域スポーツ・レクリエーション大会などイベントの開催や、自主的な健康づくりに向けた活動に取り組む団体やグループを育成します。

2 保健予防の推進

- 安心して子供を生ま育てることができるよう妊婦健康診査助成の拡大と、第2子以降についても保健師による新生児訪問を行います。
- 生活習慣病の予防や健やかに暮らしていくために、各種検診、健康相談、健康教育を充実します。
- 精神保健の知識・普及・啓発に取り組めます。
- 感染症予防については、風疹・麻疹を中学1年生と高校3年生に対し追加接種を行います。

3 医療体制の充実

- 救急医療体制については、夜間急病センターと在宅当番医制により、歯科の休日医療体制については、千歳歯科医師会と共同で実施します。
- 乳幼児、重度心身障がい者などの医療にかかる経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。
- 乳幼児医療費助成の拡大に伴い、小学校就学前の乳幼児医療費を初診時の一部負担金を除き無料化します。
- 高齢者の医療の確保に関する法律により、国民健康保険の40歳以上の加入者の方々に対し、特定健診・特定保健指導を実施し、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者及び予備軍の発見と予防改善に努め、被保険者の医療費の抑制と健康の推進に向けて取り組んでまいります。
- 北海道後期高齢者医療広域連合と連携しながら、後期高齢者に対し健康診査を実施し、健康の保持増進に努めます。

4 拠点施設の整備

- 保健センターについては、市役所庁舎との併設の可能性も含め建設に向けた具体的な検討を進めます。

第2節 地域福祉

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 地域福祉推進体制の充実	◇民生委員児童委員連絡協議会等補助 ◇社会福祉協議会補助 ◇外国人高齢者・障がい者福祉給付金支給 ◇恵庭地区保護司会北広島分区補助 ◇北広島市遺族会補助 ○保健福祉施策懇談会 ★地域福祉計画の改定		
2 市民参加による福祉	○朗読・点訳ボランティア養成		
3 福祉環境の整備	◇社会福祉施設整備補助 ◇融雪装置設置費補助 ◇老人福祉施設整備補助 ★福祉センター大規模改修		
4 生活援護の充実	◇生活保護費支給		

1 地域福祉推進体制の充実

- 地域福祉の中核的な役割を担っている社会福祉協議会や民生委員児童委員連絡協議会との連携を強化します。
- 「地域福祉計画」については、平成20年度に改定を行います。

2 市民参加による福祉

- 柔軟できめの細かい朗読や点訳、また新たに音声コードのサービスを提供するため、ボランティアの育成と活用を推進します。

3 福祉環境の整備

- 社会福祉施設、老人福祉施設の整備を支援し、利用者へのサービスを充実します。
- 除雪が困難な高齢者や重度身体障がい者の負担を軽減するため、融雪施設の設置に対し資金の一部を補助します。
- 心身障がい者や高齢者の安全と利便性を図るため、福祉センターの改修を行います。

4 生活援護の充実

- 保護世帯の生活安定のため、生活保護の適正な実施を進めるとともに、社会的自立のための就労の相談や指導を行います。

第3節 児童福祉

施策区分	計 画 事 業	★=新規 ○=拡大
1 子育て支援の充実	◇児童手当支給 ◇児童福祉施設入所措置 ◇認可外保育園運営費補助 ◇子育て支援センター運営 ◇子育て支援短期利用 ◇ファミリーサポートセンター運営 ◇学童クラブ運営(○土曜日開所時間の延長) ◇保育所民営化 ○私立認可保育園運営費補助 ○私立認可保育園運営費支弁 ○一時保育 ★すみれ保育園延長保育 ★西の里保育園園舎改築補助 ★次世代育成支援対策行動計画改定	◇児童扶養手当支給 ◇広域入所児童委託 ◇保育園地域活動 ◇子育て支援ネットワーク ◇子育て応援父子手帳交付
2 ひとり親家庭の支援	◇母子自立支援員設置 ◇ひとり親家庭支援	
3 児童の健全育成	◇「北広島市子どもの権利条例」の制定 ◇児童センター運営 ◇家庭児童相談室相談員設置 ◇児童虐待防止対策	

1 子育て支援の充実

- 次世代育成支援対策推進行動計画に基づき、地域において安心して子供を生み育てることができるよう子育て支援します。
- 次世代育成支援対策推進行動計画の改定を進めます。
- 学童クラブの運営については、学童保育料を設けるとともに施設環境整備の充実や土曜日開所時間の延長、指導員の増員などを図ります。
- すみれ保育園で、延長保育や一時保育の利用時間延長を実施します。
- 西の里保育園の園舎改築を補助します。
- 現在開設している地域子育て支援センターのネットワークの核となる、ひろば型子育て支援センターの開設に向け検討を行います。

2 ひとり親家庭の支援

- ひとり親家庭の自立を支援するため、母子自立支援員、家庭児童相談員などの連携により、きめ細かな相談指導体制の充実を図ります。
- ひとり親家庭の生活支援や、母子家庭の母親の雇用安定を図るため資格取得を支援します。

3 児童の健全育成

- 日常生活の中で子供の人権が理解され尊重される環境を整備するため「子どもの権利条例」を制定します。
- 児童センターの整備を検討していきます。
- 児童虐待の防止のため、虐待防止ネットワーク体制を強化し、研修事業や啓発事業を実施します。

第4節 障がい者福祉

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 自立の支援	◇介護・訓練等給付支援 ◇自立支援療養介護医療費給付（進行性筋萎縮症） ◇自立支援医療給付（更生医療） ◇障がい者自立支援審査会 ◇重度心身障がい者等入浴サービス ◇日常生活用具給付 ◇成年後見制度利用支援 ◇自助具給付 ◇デイサービス ◇移送サービス ○障がい者生活支援 ★地域生活支援強化 ★障がい者福祉計画・障がい福祉計画の改定	◇補装具支給 ◇日中一時支援	◇緊急通報装置設置 ◇特別障がい者手当等支給 ○福祉ホーム運営補助
2 社会参加の促進	◇移動支援 ◇コミュニケーション支援 ◇自動車運転免許取得・自動車改造助成 ◇精神保健福祉の推進 ◇福祉タクシー助成 ◇精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成 ◇点字・声の広報発行（★音声コードの導入） ◇障がい福祉団体等補助 ○地域活動支援センター運営補助		
3 心身障がい児療育の充実	◇通園事業及び療育相談		

1 自立の支援

- 各種福祉サービスにより障がい者の自立した生活を支援します。
- 精神障がい者への相談支援を強化するため、障がい者生活支援センターに精神保健福祉士とピアカウンセラーを配置します。
- 家族との同居や住居の確保が難しい障がい者に、低額な料金で生活の場を提供する、福祉ホームの運営に対し補助し施設の増設を図ります。

- 障がい者が地域生活を進めるなかで、社会的トラブルや就労でのトラブルなど問題を抱える方々への相談体制を強化します。
- 「障がい者福祉計画・障がい福祉計画」を平成20年度に改定します。

2 社会参加の促進

- 障がい者の活動範囲を広げ社会参加を促進するため、タクシーチケットかガソリンチケットを選択して利用できる福祉タクシー助成事業を実施します。
- 障がい者の日中活動の場を確保するため、創作活動や生産活動を行う地域活動支援センターを増やし、補助します。
- 音声コードによる広報など、視覚障がい者への情報提供を充実します。

3 心身障がい児療育の充実

- 心身に発達の遅れや障がいのある就学前の児童及び肢体不自由を持つ小学生に、機能回復訓練や適正な療育を行います。

第5節 高齢者福祉

施策区分	計 画 事 業 ★=新規 ○=拡大
<p>1 在宅福祉サービスの拡充</p>	<p>◇高齢者サービス事業 (テレホンサービス、緊急通報装置設置、自立支援デイサービス、除雪サービス、○配食サービスの拡大、訪問理容サービス、高齢者日常生活用具給付等、高額介護サービス費貸付金、高齢者サービスガイド作成、介護事業所ガイド作成)</p> <p>◇介護予防事業 (地域福祉シンポジウム、栄養教室、健康増進講演会、地区健康相談、栄養改善教室、○訪問指導、口腔ケア事業、高齢者出前健康講座、健康運動教室、いきいき健脚事業、○特定高齢者把握、患者会自主組織支援、機能訓練教室、地域交流会、訪問訓練指導、脳の健康教室)</p> <p>◇包括的支援事業 (地域ケア会議、総合相談、○高齢者データバンク、高齢者支援センター運営(★北広島団地)、高齢者虐待防止ネットワーク)</p> <p>◇任意事業 (家族介護慰労、住宅改修支援、徘徊高齢者等家族支援サービス、在宅生活復帰支援、介護する家族のつどい、認知症を理解するための講演会、成年後見制度利用支援、認知症支え合い、認知症高齢者支援、○介護サービス事業者人材育成、自立援助住宅改修助成、○紙おむつ助成の拡大)</p> <p>◇低所得者等利用者の負担軽減 ◇介護保険会計健全運営 ★高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画策定</p>
<p>2 自立と社会参加の促進</p>	<p>◇シルバー活動センター管理運営 ◇高齢者祝福 ◇ふれあい温泉 ◇ミニデイサービス支援 ◇福祉バス運行 ◇生きがいデイサービス ◇生活講座 ◇老人クラブ運営費補助 ◇老人福祉施設入所措置支弁 ★ねんりんピック北海道・札幌 2009 開催</p>

1 在宅福祉サービスの拡充

- 高齢者が住みなれた地域で健康で安心して暮らせるよう、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を見直し、策定します。
- 基本健康診査や介護予防に係る知識普及やサービスを提供します。
- 食事を作るのが困難な一人暮らしなどの高齢者を対象に配食サービスを拡大します。
- 介護保険サービスの利用を促進するため、低所得者等利用者の負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者等の在宅生活を支えている家族に対し、必要な支援を行います。
- 市内5箇所目の高齢者支援センターを設置します。
- 紙おむつの購入費用の助成を拡大し、家族負担の軽減を図ります。

2 自立と社会参加の促進

- 高齢者の生きがいづくりや介護予防の一環として、生きがいデイサービスを実施するほか、ボランティア団体等が運営するミニデイサービスを支援します。
- 高齢者の豊富な知識と経験を地域社会の中で生かし、生きがいや交流など活動の拠点となるシルバー活動センターの運営を支援するとともに、積極的に活用を図ります。
- 高齢者の健康増進と社会参加を促すため、福祉バスの運行やふれあい温泉事業を実施します。
- ねんりんピック北海道・札幌2009のゴルフ交流大会を本市において開催します。

第6節 消費生活

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 消費者教育活動の推進	◇消費生活知識の普及啓発		
2 相談体制の強化	◇消費生活相談員設置		
3 消費者団体との連携	◇消費者協会補助		

1 消費者教育活動の推進

- 市民の安全で安心な消費生活を支えるため、商品やサービスの適切な取引、利用に関する知識の普及や情報の提供を行います。

2 相談体制の強化

- 多様化・複雑化する消費生活問題に適切かつ迅速に対応するため、消費生活相談を継続して行います。

3 消費者団体との連携

- 消費生活の安定及び向上について、消費者の自主的な組織活動が推進されるよう、消費者協会の活動に支援します。

第7節 防災と消防

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 総合的な防災体制の充実	◇避難場所標識設置(○一時避難場所標識設置) ◇防災資機材の充実 ◇自主防災組織の育成 ◇防火委員会の育成 ★地域防災無線の整備(デジタル方式へ更新) ★木造住宅耐震診断補助 ★木造住宅耐震改修補助 ★市有建築物耐震診断		
2 治山・治水の推進	◇排水機場管理 ◇治水対策促進期成会補助 ★南の里排水機場改修《再掲》		◇河川障害物除去
3 消防・救急活動の強化	◇救急隊員研修 ◇消防防火服更新 ◇消防活動用資機材整備 ◇消防水利整備 ◇メディカル・コントロール体制の推進 ★消防署大曲出張所移転検討・用地取得 ★消火栓更新 ★消防車両等更新(救助工作車)		

1 総合的な防災体制の充実

- 災害に備えて、地域防災無線のデジタル方式への更新、避難場所標識の設置、食料の備蓄、防災資機材の整備などを計画的に実施します。
- 地域住民が主体となる防災活動を推進するため、町内会組織を活用したモデル地区を設定し、自主防災組織づくりに取り組みます。
- 木造住宅の耐震化支援として、耐震診断に要する経費の一部、また耐震改修工事に係る費用の一部を助成し耐震化の促進を図ります。
- 市有建築物の耐震診断を実施し、計画的に改修を進めます。
- 市民の安全・安心の確保に努め効果的な消防体制の構築を図るため、消防の広域化を検討します。

2 治山・治水の推進

- 水害を未然に防止するため、石狩川水系千歳川河川整備計画に基づく治水対策事業の早期実現に向け、関係機関に要請を行うほか、計画的に内水排除施設の整備を行います。

3 消防・救急活動の強化

- メディカルコントロール体制については、救急救命士を技術研修に派遣し、救命率の向上を図ります。
- 救助工作車を更新します。
- 市民を対象とした救命講習会を開催するとともに、講習用備品を整備します。
- 消防署大曲出張所の移転について検討し、用地取得を行います。
- 消火栓を計画的に更新整備し、消防水利の維持を図ります。

第8節 防犯と交通安全

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 防犯体制の充実	◇街路灯補助 ◇防犯活動団体補助 ★「(仮称)安全・安心なまちづくり条例」の制定		
2 交通安全の推進	◇交通安全推進		

1 防犯体制の充実

- 犯罪を未然に防ぐため、警察署、防犯協会連合会及び暴力追放運動推進協議会など関係機関との連携を強化します。
- 夜間の犯罪や事故を防止するため、街路灯を設置又は維持する団体に対し補助を行います。
- 行政・市民・関係団体・事業者等が一体となり犯罪のないまちづくりに取り組むため、「(仮称)安全・安心なまちづくり条例」を制定します。

2 交通安全の推進

- 厚別警察署や各地域の交通安全協会等と連携し、学校・家庭・企業など幼児から高齢者まで各年代に応じた交通安全教育や意識の普及・啓発を図り、交通安全の推進に努めます。
- 交通安全施設の整備・改善を促進し、交通事故の防止に努めます。

第9節 霊園と火葬場

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 霊園	◇霊園一般管理		
2 火葬場	◇火葬場管理（★車椅子対応トイレ整備等）		

1 霊園

- 霊園の貸付を実施します。
- 霊園内に墓所区画の案内看板を設置します。

2 火葬場

- 老朽化と設備機能の低下、また高齢化社会に対応した施設整備を計画的に行います。

第2章 環境と共生する快適なまち

第1節 自然と緑と公園

第2節 都市景観

第3節 環境保全

第4節 廃棄物とリサイクル

第2章 環境と共生する快適なまち

第1節 自然と緑と公園

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 自然・緑の保全と育成	◇緑の活動拠点整備 ◇森林保全活用 ◇緑化推進 ◇森林整備地域活動支援 ◇森林整備対策 ◇森林ボランティア支援 ★仁別・三島地区林道整備 ★富ヶ岡地区市有林整備		
2 みんなが憩える公園・緑地づくり	◇きたひろサンパーク・パークゴルフ場整備(○コースの増設) ◇街区公園整備 ◇水飲台設置 ◇ドッグラン支援 ◇大曲公園多目的広場改修 ★アダプトプログラム(里親制度)による公園等の管理 ★公園施設補修 ★駅西口公園整備 ★北広島団地周辺緑地整備		
3 親水事業の推進	◇輪厚川親水事業の推進		

1 自然・緑の保全と育成

- 仁別・三島地区の森林を保全するため、水源流域保全事業を引き続き実施するほか、将来にわたって森林を適正に管理するために林道の改良工事を実施します。
- 富ヶ岡地区市有林の里山づくりに着手し、自然観察、散策、森林浴、植樹や環境教育の場など緑の活動拠点として活用を図ります。
- 花いっぱい運動や市民植樹祭、誕生記念樹の贈呈や花のまちコンクール等を開催し緑化の普及を図ります。
- 花の愛好会への支援やオープンガーデンなど市民参加による緑化推進事業を実施します。
- 市内に残る良好な自然緑地を確保するため、種々の開発にあたっての事前協議や緑の保全と育成について指導していくほか、緑地保全に努めます。
- 市民で組織された森林ボランティアが行う、森と親しみ育てる活動に対して支援します。

2 みんなが憩える公園・緑地づくり

- きたひろサンパークのパークゴルフ場を多くの方に快適に利用していただくため、隣接地に新たなコースの増設に着手します。
- 街区公園を計画的に整備するとともに、公園に水飲台を設置します。
- 公園施設及び遊具の補修を計画的に進めます。

- 愛犬家の市民が取り組んでいるドッグランの設置について、適地と考えられる市有地の活用などの支援を行います。
- 公園管理については、施設に愛着をもって清掃美化や草刈などを行うよう、地域との協働のもと管理を進めます。
- 北広島団地周辺の緑地は、計画的に剪定や間伐を実施し適正な樹木管理を行います。
- 駅西口公園は、駅西口広場とともに改修整備を行います。

3 親水事業の推進

- 輪厚川親水事業については、市民との協働により、うるおいのある水辺空間の形成を図ります。

第2節 都市景観

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 啓発としくみづくり	◇都市景観形成推進 ◇花ガイドマップ作成		
2 個性的な景観づくり			

1 啓発としくみづくり

- 市民や事業者の景観に対する意識を高めるため、都市景観に関する各種事業を市民の参加や協働により開催します。

第3節 環境保全

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 環境保全対策の推進	◇環境基本計画進行管理 ◇環境保全(アスベスト分析測定)		
2 公害の防止			
3 環境負荷の低減	◇省エネルギーの推進		
4 良好な環境の保全と創出	◇スズメバチ等駆除費補助		◇有害鳥獣駆除対策
5 パートナーシップと人づくり	◇環境啓発推進		

1 環境保全対策の推進

- 環境施策事業の進行管理を行い、環境問題や社会変化に対応できる事業を実施し環境基本計画の実効性を高めます。

2 公害の防止

- 各種環境測定（大気、水質、騒音、悪臭等）や環境監視員による監視活動を行い、現況や経年変化を把握するとともに、環境の保全や公害の未然防止に努めます。

3 環境負荷の低減

- だれもが実践できる身近な行動で省エネルギーを推進していくため、環境パンフレットの発行や環境ひろば等を実施します。

4 良好な環境の保全と創出

- 安全な生活環境を守り、農作物被害を防ぐため、有害鳥獣やスズメバチ等の駆除を実施します。

5 パートナーシップと人づくり

- 市民団体と協働で環境学習会や自然観察会を開催し、市民参加による環境保全活動を進めます。

第4節 廃棄物とリサイクル

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 ごみの減量化とリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ◇コンポスト購入助成 ◇家電リサイクル ◇集団資源回収奨励金助成（○助成単価の増額） ◇ごみ減量化・資源化対策 ★ごみ有料化対策 （指定ごみ袋等作成・ごみ適正排出協力員の配置） 		
2 施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇クリーンセンター周辺環境整備（河川浚渫） ★クリーンセンター第3期最終処分場閉鎖工事 ★生ごみバイオガス化処理施設整備 ★資源リサイクルセンター整備 ★コンパクト（破碎転圧機）の購入 ★クリーンセンター第6期最終処分場の用地取得 		
3 産業廃棄物の適正処理	◇廃棄物指導パトロール員設置		

1 ごみの減量化とリサイクル

- ごみ減量化の必要性を啓発するとともに、集団資源回収の奨励や資源のリサイクルを積極的に進めます。また、生ごみの減量化を図るため、コンポスト購入助成や集団生ごみ堆肥化モデル事業の取組、電動生ごみ処理機の購入助成を実施します。
- 家電リサイクル法に基づき適正な処理の普及・啓発を行うとともに、市内で不法投棄された家庭電化製品の適正処理を行います。

- 家庭ごみ有料化の実施に向け、指定ごみ袋等を作成します。また、不適正排出と不法投棄の調査、啓発やパトロールを行うため、ごみ適正排出協力員を配置します。

2 施設の整備

- クリーンセンター第3期最終処分場の閉鎖工事を実施します。また最終処分場周辺の飛散するごみの撤去や河川床浚いなど周辺環境整備を実施します。
- 埋立てごみの減量化を図るため、生ごみバイオガス化処理施設を整備します。
- 収集された資源ごみをより有効にリサイクルするため、老朽化した現施設から新しい資源リサイクルセンターを整備します。
- 第6期最終処分場整備に向け、適地選定・用地取得を実施します。
- ごみ処理の広域化については、道央地域ごみ処理広域化推進協議会（構成団体：恵庭市、北広島市、長沼町、南幌町、由仁町、栗山町）において、検討を行っていきます。

3 産業廃棄物の適正処理

- 産業廃棄物の不法投棄を防止するため、廃棄物指導パトロール員により定期的に監視します。

(余 白)

第3章 いきいきとした交流と連携のまち

第1節 コミュニティ

第2節 広域交流

第3節 観光とイベント

第4節 平和と人権

第5節 開かれた市政

第3章 いきいきとした交流と連携のまち

第1節 コミュニティ

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 市民活動の促進	◇協働推進 ◇コミュニティビジネス創業支援(★支援制度) ◇生活学校補助 ◇地域まちづくり推進		
2 自治会活動の促進	◇自治会等交付金交付 ◇自治連合会補助		
3 施設の整備	◇ コミュニティ施設整備 (★北広島団地住民センター改修、★共栄会館改修、★のぞみ野東栄会館改修) ★虹ヶ丘集会所整備		

1 市民活動の促進

- 市民団体、ボランティア、NPOなどの活動を促進します。
- 地域の課題やニーズに対応した、市民自らが主体的に、地域の人材やノウハウ、施設、資金などを生かして、地域に密着した地域課題解決型ビジネス（コミュニティビジネス）創業を支援します。
- 地域の特性を生かした自主的なまちづくりを支援するため、地域まちづくり予算を実施します。
【対象：西部、大曲、西の里、東部、北広島団地の5地区】

2 自治会活動の促進

- 地域住民のコミュニティの醸成や、まちづくりのパートナーとして、自治会や連合自治会の活動を支援します。

3 施設の整備

- コミュニティの場として快適に利用できるように計画的に住民集会所及び地区住民センターの補修・増改築等を実施します。
- 虹ヶ丘地区に集会所を整備します。
- 地域の拠点となっている住民集会所について、施設のあり方や管理の方法などの検討を行います。

第2節 広域交流

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 広域的な交流の促進	◇広域交流		
2 国際交流の促進	◇国際交流推進		
3 都市間の交流	◇姉妹都市交流（スポーツ交流） ◇こども大使交流		
4 広域行政の推進	◇札幌広域圏組合との連携		

1 広域的な交流の促進

- 道央馬追サイクルネットワーク協議会（北広島市・長沼町・栗山町・由仁町）の中で、札幌恵庭自転車道（エルフィンロード）などと一体的なネットワークを検討します。
- レクリエーションやスポーツ、子育てなど本市と札幌市厚別区と江別市との市民による交流事業を引き続き実施するとともに、札幌市清田区や南空知圏の自治体との交流を深めます。

2 国際交流の促進

- 北広島国際交流協議会が行うカナダ・サスカトゥーン市との高校生派遣・受入事業などを支援し、広い国際感覚を持った人材を育成します。
- 市民団体などが行う国際交流事業を支援します。

3 都市間の交流

- 姉妹都市・東広島市との交流として、スポーツ交流団の派遣・受入れをはじめ市民のさまざまな分野への拡大を促進します。
- 姉妹都市交流と平和教育を目的として、こども大使を東広島市や広島市に派遣します。また、東広島市からのこども大使と交流を深めます。

4 広域行政の推進

- 広域的な課題の解決を図り、効率的な行政運営を進めるため、札幌広域圏組合などと連携します。

第3節 観光とイベント

施策区分	計 画 事 業 ★=新規 ○=拡大
1 観光の振興	○観光振興 (観光資源の調査研究・観光PR・祭りへの支援)
2 イベント・コンベンションの充実	

1 観光の振興

- 観光協会と連携して、地域の観光資源を積極的にPRします。
- 観光協会の組織強化に向け事務局体制を見直します。
- 札幌広域圏組合などと連携し、広域的な観光資源調査、発掘などを行います。

2 イベント・コンベンションの充実

- ふるさと祭り、ふれあい雪まつりをはじめ各種イベントを支援します。
- 30周年を迎えるふるさと祭りは、これを記念して実施する事業を支援します。

第4節 平和と人権

施策区分	計 画 事 業 ★=新規 ○=拡大
1 平和都市づくり	○平和推進 (きたヒロシマ平和展、平和の灯管理、平和都市宣言20周年記念事業) ◇こども大使交流 《再掲》
2 人権の擁護	◇特設人権相談所の開設
3 男女平等参画社会づくり	◇男女平等参画推進

1 平和都市づくり

- 平和の灯のともるまちとして、きたヒロシマ平和展や講演会などを開催し、恒久平和を希求し戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に引き継いでいきます。
- 平和都市宣言20周年を記念し、原爆展等を実施します。
- 平和の尊さを体験できるように、小学生と中学生の代表を、こども大使として毎年交互に広島県へ派遣します。

2 人権の擁護

- 人権擁護委員と連携し、人権に関する相談会の実施や人権尊重思想の普及啓発に努めます。

3 男女平等参画社会づくり

- 男女平等参画プランを推進するため、フォーラムの開催や情報誌を発行します。

第5節 開かれた市政

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 市民との協働	◇市民参加条例の制定 ◇協働推進《再掲》		
2 市民サービスの向上	◇窓口サービス向上 ○市民法律相談 ★市役所庁舎の整備に向けた検討		
3 情報の共有	◇広聴活動 ◇広報紙発行 ◇コミュニティFM広報 ○文書管理運営 ◇個人情報保護・情報セキュリティ対策 ★市勢要覧の制作		
4 行財政運営	◇総合市民(住民記録)情報システムの運用管理 ◇行財政改革の推進 ◇政策評価 ◇地方分権推進 ◇住民参加型市場公募債の発行 ◇戸籍電算化システム運用 ◇住民基本台帳ネットワークシステム運用 ◇職員研修 ◇職員福利厚生会交付金 ◇公共施設の長寿命化保全計画の策定 ◇未利用市有地売却 ★新総合計画策定		

1 市民との協働

- 市民参加条例を制定し、周知を図るためにパンフレット等を作成します。また市民参加推進会議(仮称)を設置し、市民参加の実施、条例の運用状況など評価を行います。
- 協働指針に基づき、地域社会と密着した活動を行うNPOや公益活動団体、市民等との適切な役割分担のもとで協働のまちづくりを進めます。

2 市民サービスの向上

- エルフィンパークの市民サービスコーナーでは、引き続き窓口業務の時間延長や土・日・祝日の証明書等の交付などサービス向上に努めます。
- 市民法律相談を月2回に拡大し実施します。
- 市役所庁舎については、庁内に庁舎建設検討委員会を設置し、基本的な建設計画等をまとめるとともに、市民、議会等の意見を聞きながら建設に向けた具体的な検討を進めます。

3 情報の共有

- 市民と行政の情報の共有化を図り市政への市民参加を促進するため、市長や職員が積極的に地域に向き説明を行います。
- 情報公開を進める一方で、個人情報の保護と情報セキュリティ対策に一層努めます。
- 他自治体から訪れる個人や団体などに市を紹介するため、市勢要覧を制作します。
- 総合文書管理システムを導入し、文書管理事務の簡素化、情報公開等への対応の迅速化を図ります。

4 行財政運営

- 行政運営では、民間活力を導入し各種業務の委託化や市立保育園の民営化などを検討します。
- 市税等収納率向上対策連絡会議を設け、税や使用料などの収納率向上に努めるとともに、コンビニエンスストアでの収納導入について検討します。
- 補助金の見直しや新たな財源として、未利用市有地の売却や住民参加型市場公募債の発行など、引き続き財政運営の健全化を図ります。
- 民間資金やノウハウを活用し、施設設計、建設、維持管理、施設運営などを一体で整備するPFI導入指針に基づき検討を行います。
- 公共施設の長寿命化に向けた保全計画を策定します。
- 次期新長期総合計画の策定に取り組みます。

第4章

豊かな心と個性ある文化をはぐくむまち

第1節 幼児教育

第2節 学校教育

第3節 社会教育

第4節 芸術と文化

第5節 スポーツとレクリエーション

第4章 豊かな心と個性ある文化をはぐくむまち

第1節 幼児教育

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 子育ての支援	◇幼稚園就園奨励費補助 ★幼稚園就園準備金支給(2歳児通園助成)		
2 幼児教育の振興	◇幼稚園協会補助 ○幼稚園振興補助		

1 子育ての支援

- 幼稚園教育を推進するため、幼稚園に就園する家庭を支援し、経済的負担を軽減します。また、満2歳児の通園に対しても支援を実施します。

2 幼児教育の振興

- 私立幼稚園との連携を強化し、幼児教育の振興を図るため、幼稚園教職員の研修や教材整備を支援するほか、幼稚園協会の活動充実を図ります。

第2節 学校教育

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 開かれた学校づくり	◇学校評議員運営 ◇学校施設開放		
2 教育環境の整備	◇学校の適正規模・適正配置推進(★統合に向けた校舎等の整備改修) ◇小中学校校舎増築・大規模改造(★西の里中) ◇小中学校地震補強(★北の台小・★東部小・★西の里中) ◇小中学校校舎・講堂防音機能復旧 (★大曲中・★東部小・★北の台小) ◇小中学校環境整備 ○学校事務機器整備 ★北海道向陽学院学校教育の導入 ★学校施設環境整備(東部小・大曲中)		
3 教育内容の充実	◇学校支援ボランティア活用 ◇英語指導助手招致 ◇学校教材教具整備 ◇要保護・準要保護児童生徒援助 ◇児童・生徒通学費助成 ◇小学校英語導入 ◇教師用指導書整備 ◇副読本の作成(社会科副読本・福祉読本) ◇教育関係団体強化 ◇部活動推進 ◇小中学校教育振興補助(子どもインターンシップ(職場体験)、総合的学習推進、特色ある学校づくり推進、学校行事等推進、郷土学習等の推進) ◇児童生徒用机いす整備 ◇石狩教育研修センターとの連携 ◇郷土資料教材化 ◇コンピュータ整備 ◇学校放送設備更新 ○授業補助員活用 ○学校図書室の整備 ★(仮称)北広島市教育推進基本計画策定 ★環境教育の推進		
4 児童・生徒の健全育成	◇心の教室相談員の配置 ◇不登校児童生徒の適応指導 ◇学校保健(児童・生徒各種検診) ◇進路指導連絡協議会交付金		
5 特別支援教育の充実	◇特別支援教育就学援助 ◇特別支援教育振興 ○特別支援教育の推進		
6 学校給食の充実	◇食に関する指導(食育)推進 ○食中毒予防対策 ★給食センター施設整備の検討		
7 高等学校教育等の振興	◇奨学金・高等学校等入学準備金支給		

1 開かれた学校づくり

- 学校評議員制の運営により、地域や社会に開かれた学校づくりを進めるとともに、家庭や地域と協力しながら特色ある教育活動を展開します。
- 地域交流スペースや地区図書室、学校施設開放などにより、市民の交流や生涯学習活動のスペースとしての活用を進めます。

2 教育環境の整備

- 小学校においては、少子化などの影響により学校の小規模化が進む一方で、規模の大きな学校があり、教育効果の観点から学校の適正規模・適正配置について引き続き検討します。また学校の統合に向けた校舎等の必要な整備・改修を検討します。
- 小中学校の校舎の増築・大規模改造を実施します。【西の里中】
- 小中学校の防音機能復旧事業を実施します。【東部小、大曲中、北の台小】
- 小中学校の地震補強事業を実施します。【北の台小、東部小、西の里中】
- 向陽学院内に西の里中学校の分校を開設します。

3 教育内容の充実

- 地域の人材などを活用し、グループ指導、個別指導を行う授業補助員の配置を拡充します。
- 教員が開発した教材や、市内の教育資源を教材とした資料を体系化するとともに、児童生徒用に副読本を作成します。
- 地域の人材が学校行事や校外活動、部活動などの支援員として活動していただく学校支援ボランティア制度を実施します。
- 生徒がしっかりとした職業観や勤労観を身に付け、社会人・職業人として自立していけるよう子どもインターンシップ（職場体験）事業の推進、総合的な学習の時間や特色ある学校づくり推進等に対し支援します。
- 小中学校におけるパソコンについては、パソコン教室及び職員室に配置して、授業への活用を図ります。
- 新JIS規格による児童・生徒用の机・いす整備を進めます。
- 視聴覚教育を充実するため、学校放送設備を計画的に更新します。
- 英語指導助手を活用し、中学校英語教育の充実を図るとともに、小学校の英語教育の推進に努めます。
- 児童生徒の遠距離通学にかかる負担を軽減するため、補助制度を実施します。
- 要保護・準要保護家庭の児童生徒に対し、就学に必要な学用品や給食等の経費を援助します。
- 各学校図書館のネットワークシステムを構築し、学校図書の充実を図ります。
- 次期教育推進基本計画の策定に取り組みます。
- 児童生徒の環境教育を推進します。

4 児童・生徒の健全育成

- 各小学校に子どもと親の相談員と、各中学校に心の教室相談員を配置し、児童生徒の悩み事などの相談に応じます。
- 児童生徒や教職員の健康管理のため、各種検診を実施します。
- 保護者、学校との連携のもと、不登校児童への学習指導や社会体験活動など適応指導を行います。

5 特別支援教育の充実

- 障がいのある児童生徒に応じた教育支援を行うため、特別支援教育に係る校内体制等の整備を図り、特別教育支援員、介助員を各学校に計画的に配置します。
- 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の負担を軽減するため、学用品や給食等の経費を援助します。

6 学校給食の充実

- 児童生徒が望ましい食習慣や食に関する知識を身に付けられるよう、「食に関する指導の手引」を改定します。
- 給食の安全衛生管理を良好に維持するため、老朽化した保温・保冷食缶を計画的に更新します。
- 学校給食センターは、施設の老朽化が著しいことから、施設整備について検討します。

7 高等学校教育等の振興

- 経済的な理由で高等学校等への進学が困難な生徒に学費等を援助します。また、保護者の死亡やリストラなどの事由により、年度途中での支給も実施します。

第3節 社会教育

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 生涯学習推進体制の体系化	◇元気フェスティバル ◇生涯学習市民活動支援 ◇生涯学習振興会の組織づくりと支援(★大曲地区・★東部地区) ◇生涯学習推進		
2 施設の充実とネットワーク化	◇フレンドリーセンター運営 ◇林間学園・レクリエーションの森運営 ○生涯学習支援システム「学び舎・楓」の拡充		
3 学習機会の充実	◇きたひろしまエルフィン大学の支援 ◇市民プラン講座		
4 公民館活動の充実	◇中央公民館活動推進 ★中央公民館大規模改修		
5 読書活動の充実	◇図書館フィールドネット支援 ◇図書館読書サービス		
6 青少年の健全育成	◇青少年教育振興 ◇青少年健全育成振興(★放課後子ども教室モデル地区の導入) ◇青少年指導支援 ◇不登校児童生徒の適応指導 ◇教育相談		

1 生涯学習推進体制の体系化

- 各地域での主体的なコミュニティづくりや、身近な学習機会の提供及び学習成果を生かす場づくりなど、地域づくりの要として生涯学習振興会の設置、運営に対し支援します。
- 生涯学習振興基金を活用し、市民団体が行う各種の事業を支援し、生涯学習を推進します。

2 施設の充実とネットワーク化

- 障がい者と健常者が生涯学習活動を通じて学び、交流するフレンドリーセンターの管理・運営を進めます。
- レクリエーションの森・林間学園が自然体験学習の拠点施設となるよう、四季を通じた活用を図ります。
- 生涯学習支援システム「学び舎・楓」の機能を拡充し、市内コミュニティ施設や各学校とのネットワーク化を進めます。

3 学習機会の充実

- きたひろしま人材育成基金を活用してきたひろしまエルフィン大学の活動を支援し、市民の多様な学習意欲に応えます。
- 市民が企画する生涯学習や高齢者の健康・生きがい学習を支援するため市民プラン講座を実施します。

4 公民館活動の充実

- 市民の学習ニーズやライフスタイルに応じた公民館講座を開催し、学習機会の充実を図るとともに、学習活動や成果の発表機会を提供します。
- 地区公民館を生涯学習拠点として充実するため、生涯学習アドバイザーの設置や各種の講座を実施します。
- 生涯学習教育の場として快適に利用できるよう中央公民館を改修します。

5 読書活動の充実

- 図書館資料充実プランに基づき図書、記録、郷土資料、視聴覚資料等を収集するとともに、特徴のある貴重な蔵書をもつ利用価値の高い図書館を目指します。
- 図書館のボランティア団体で構成する図書館フィールドネットワーク運営委員会を支援し、読書普及活動を促進します。
- 読書推進ネットワークを形成するため、移動図書館車を運行するとともに、ふれあい学習センターと西部小学校の地区図書室の充実を図ります。
- 児童図書学校巡回「豆次郎」など、学校と連携し子供の読書活動を推進します。

6 青少年の健全育成

- 専任指導員の配置や関係機関との連携強化により、子どもサポートセンターの活動を充実し、青少年の健全育成を図ります。
- 青少年健全育成事業により、青少年リーダーを養成します。
- 教育相談員や子供の電話相談を設置し、児童生徒の悩み事などの相談に応じます。
- 適応指導教室「みらい塾」を運営し、不登校児童・生徒を支援します。
- 放課後など空き教室を利用し、地域の方々の参画を得て、子供たちと共にスポーツや文化活動などの体験活動を推進する「放課後子ども教室」の導入に向けモデル地区により実施します。

第4節 芸術と文化

施策区分	計 画 事 業	★＝新規	○＝拡大
1 芸術文化活動の振興	◇芸術文化推進 ◇文化賞等表彰		
2 芸術文化の創造と発信	◇芸術文化ホール運営委員会		
3 市民等とのパートナーシップ	◇花ホールボランティア育成		
4 歴史・文化の継承	○エコミュージアム構想の推進 ★旧島松駅通所周辺整備		

1 芸術文化活動の振興

- 芸術文化推進のため、社会教育関係団体の自主的な活動を支援します。
- 優れた文化活動を顕彰し、文化の向上発展に寄与した団体や個人を表彰します。

2 芸術文化の創造と発信

- 芸術文化ホール運営委員会により、芸術鑑賞事業や体験発表事業、ギャラリー事業、カルチャー講座などの育成事業を実施し、芸術文化の創造と発信に努めます。
- 市民団体や企業と連携・共催し、芸術文化ホールはもとより市内各地区で、文化鑑賞や発表機会の充実を図ります。

3 市民等とのパートナーシップ

- 芸術文化ホールをボランティアでサポートする団体等の研修を支援し、市民とのパートナーシップによる運営を進めます。

4 歴史・文化の継承

- 地域にある文化遺産や自然・産業・生活など、次の世代に引き継ぎたい「北広島遺産」を選び保存・育成等を行うエコミュージアム構想を推進し、新たな魅力づくりに努めます。
- ふるさとへの愛着や郷土文化への理解を深め、郷土の遺産を継承していく市民活動を支援します。
- 旧島松駅通所周辺の土地を取得し、多目的広場や散策路等を整備します。

第5節 スポーツとレクリエーション

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興	◇少年スポーツアカデミー ◇スポーツフェスティバルの開催 ◇身近に親しむスポーツの集い ◇全国中学生空手道選抜大会の開催 ◇スポーツ教室の開催 ◇スポーツ振興奨励(スポーツ賞等表彰)		
2 地域スポーツ・レクリエーション活動の振興	◇市民スポーツ活動推進 ◇地域健康づくり事業《再掲》		
3 施設の整備と運営	★総合運動公園の整備 ★西部プール整備 ★体育施設等の改修(輪厚児童体育館・大曲住民プール) ★総合体育館大規模改修		

1 生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興

- 少年スポーツアカデミーを継続し、子供たちのスポーツを通じた健全育成の場の充実と指導者の育成に取り組みます。
- 子供からお年寄りまでが参加できる、元気フェスティバルを開催し、健康・体力づくりを奨励します。
- 総合体育館での各種スポーツ教室の開催やエルフィンロードを活用したマラソン大会、歩ける会などにより身近に親しむスポーツの振興を図ります。
- 生涯学習振興基金を活用し、スポーツ大会での優秀な成績やスポーツ振興に寄与した団体・個人を表彰します。また、全道・全国のスポーツ大会出場に対し支援します。
- 体育協会や各種スポーツ少年団を育成支援します。

2 地域スポーツ・レクリエーション活動の振興

- 体育指導委員や地区の生涯学習アドバイザーと連携し、地域に適した各種のスポーツ・レクリエーション大会などを実施します。
- 健康づくりのため、より身近なところでスポーツ・レクリエーションに取り組む環境の整備を図ります。

3 施設の整備と運営

- 総合運動公園については、屋外施設の整備に向け検討を進めます。
- 住民プールの整備・改修を行います。 【整備：西部プール、改修：大曲住民プール】
- 市民の体育施設として快適に利用できるよう総合体育館、輪厚児童体育館を改修します。

(余 白)

第5章

高い都市機能をもち、活力にあふれるまち

第1節 市街地整備

第2節 住 宅

第3節 道路と交通

第4節 情報通信

第5節 上水道

第6節 下水道とし尿処理

第5章 高い都市機能を持ち、活力にあふれるまち

第1節 市街地整備

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 計画的な市街地の形成	◇都市計画マスタープラン推進 ◇土地区画整理組合指導 ◇大曲幸土地区画整理組合指導		
2 快適な都市空間の形成	○市街地整備促進		
3 町名・町界の整備	◇町名・町界整備		
4 駅周辺まちづくり	◇エルフィンパーク活用 ◇有料駐車場運営管理 ◇自転車駐車場管理（○駅西口自転車置場の改修） ★駅西口広場整備		

1 計画的な市街地の形成

- 組合施行による大曲幸土地区画整理事業を推進し、商業業務地区の形成、地区住民の生活環境の向上など、良好な市街地形成の促進を図ります。また、羊ヶ丘通と国道36号を結ぶ大曲幸通の整備を行います。
- 「輪厚パーキングエリア複合プロジェクト」は、民間事業者の計画について検討を行います。
- 市街化調整区域における無秩序な開発や違法建築物の対策を強化します。

2 快適な都市空間の形成

- 地域の声を反映しながら、地区計画の導入や容積率・建ぺい率の見直しを検討するなど、快適な住環境の形成に努めます。
- 少子・高齢化に対応するため、まちの活性化に向けた計画の策定に取り組みます。
- 札幌圏の都市計画の見直しに合わせ、工業団地計画や地域要望等を踏まえ、検討を進めます。
- 上野幌駅周辺の整備については、地域や民間の動向を踏まえ検討を進めます。

3 町名・町界の整備

- 分かりやすいまちづくりの一環として、共栄・北の里工業団地地区及び大曲幸地区において町名・町界の整備を進めます。また、これらの地域に案内表示板等を設置します。

4 駅周辺まちづくり

- JR北広島駅の西口、東口の公共駐車場については、斜路の改修・補修などを計画的に実施します。
- 駅西口広場は、駅西口公園と合わせて整備を行います。

第2節 住 宅

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 公営住宅の整備	◇市営住宅西の里団地建替 ★市営住宅共栄団地建替 ★市営住宅西の里福祉住宅修繕		
2 居住環境の向上	◇住宅住替え支援		
3 住宅地の供給促進	◇市街地整備促進《再掲》		

1 公営住宅の整備

- 市営住宅西の里団地の建替えを実施します。
- 市営住宅共栄団地の建替えに向けた調査を行います。
- 市営住宅西の里福祉住宅は、屋根、外壁などの修繕を行います。

2 居住環境の向上

- 居住環境の向上を図るため、住宅相談や特定優良賃貸住宅の普及などに努めます。
- 家族構成の変化、住宅の維持管理の困難性などにより、住替えの希望をもつ高齢者世帯に対して、情報提供や相談会などの支援を行います。

第3節 道路と交通

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 市内幹線道路・生活道路等の整備	◇道路交通量調査 ◇輪厚パーキングエリア周辺道路整備 ◇生活道路整備 ◇舗装補修 ◇橋梁補修 ◇地域土木振興補助 ◇道路改築 (西裏線、南ヶ丘4号線、★西の里中央通線、★大曲幸1号線) ◇道道の整備促進(札幌恵庭自転車道線、羊ヶ丘通) ◇街路樹補植 ○東西連絡橋施設補修 ★幹線道路網	◇都市計画街路整備 ◇道路施設補修 ◇照明灯維持補修 ◇市道用地確定事業	
2 公共交通の充実	◇地域交通システム検討		
3 人にやさしい道路・交通	◇歩道造成 (大曲団地2号線、輪厚中の沢線、★大曲南ヶ丘線、★西の里小学校通線、★大曲東通線歩道造成事業)		
4 サイクリング・ネットワークの形成	◇サイクルネットワーク構築 ◇道道札幌恵庭自転車道の整備促進《再掲》 ○自転車駐車場管理《再掲》 ○レンタサイクル事業		
5 冬期間交通の確保	◇除雪車等購入 ◇市道排雪補助 ◇小型除雪機械貸出	◇私道除雪補助 ◇雪堆積場造成 ★路面凍結防止施設補修	

1 市内幹線道路・生活道路等の整備

- 輪厚スマートインターチェンジの社会実験の実施に向け、市道の改良工事を行います。
- 西の里中央通線、西裏線等の市内幹線道路や生活道路などの整備を進め、また、舗装補修などを行います。
- 大曲、西の里、輪厚地区の生活道路を計画的に整備します。(整備率 88.6%⇒91.5%)
- 今後の社会情勢に対応するため、幹線道路網計画を策定します。
- 橋梁の計画的な補修工事を実施するため「橋梁長寿命化修繕計画」の策定を行います。
- 東西連絡橋の計画的な補修を実施します。

- 道道の整備（札幌恵庭自転車道線、羊ヶ丘通）、促進を図るため、引き続き関係機関への要請を行います。

2 公共交通の充実

- 交通弱者を対象とした地域交通システムについては、検討委員会からの報告をもとに検討を行っていきます。
- バス交通に対する市民の要望や需要動向を把握しながら、地域公共輸送協議会等を通じて事業者との連携を強化し、バス交通体系の充実に努めます。

3 人にやさしい道路・交通

- 歩道造成を進めます。
【大曲団地2号線、輪厚中の沢線、大曲南ヶ丘線、西の里小学校通線、大曲東通線】

4 サイクリング・ネットワークの形成

- エルフィンロードの活用やサイクリング・ネットワークの形成を図るとともに、自転車利用を促進するため、レンタサイクル（貸し自転車）の貸し出し期間を拡大します。
- 道道札幌恵庭自転車道線の恵庭市方面への延伸整備について関係機関への要請を行います。

5 冬期間交通の確保

- 冬期間の円滑な交通と安全を確保するため、除排雪体制を堅持するとともに、雪堆積場の確保や除雪車両の更新を行います。
- 自治会等が行う排雪に対し助成するとともに、小型除雪機械の貸出事業の推進を図ります。
- 劣化が進んでいる路面凍結防止施設の補修を行います。

第4節 情報通信

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 情報通信基盤の整備	○情報通信基盤の整備		
2 地域情報化の推進	◇IT推進 ◇情報化施策推進（○ホームページの充実）		

1 情報通信基盤の整備

- 地域情報、行政事務の電子化などの基盤となる市内LANや公共施設間の情報通信ネットワーク等の整備及び高速化に努めるとともに、システム構成機器の更新を行います。

2 地域情報化の推進

- 市民の情報通信技術の普及と交流活動の推進のため、ホームページの充実など情報化施策の推進に努めます。

第5節 上水道

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 水の安定供給	◇第5期拡張 ◇配水管改良 ◇飲料水等供給施設設置補助		
2 水道経営基盤の強化	◇水道事業財政計画の推進 ◇石狩東部広域水道企業団繰出金・出資金		

1 水の安定供給

- 飲料水の確保と安定供給を図るため、引き続き第5期拡張事業による配水施設の整備を進めます。
- 施設の適正な維持管理に努めるとともに、配水管理システムを活用し安定供給や事故の早期発見に対応します。
- 未給水地域の飲料水確保については、施設の設置に対し支援します。

2 水道経営基盤の強化

- 財政計画に基づき、健全な水道事業経営に努めます。

第6節 下水道とし尿処理

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 施設の整備	◇汚水管・雨水管の整備	◇	◇下水処理センター機能の増強
2 維持管理の充実	◇事業場排水監視 ◇下水道施設維持管理（マンホールポンプ維持管理、管渠清掃） ◇下水道管理システム整備	◇	◇下水道管渠更生（浸入水対策等） ◇下水処理センター計画修繕
3 経営の健全化	◇下水道事業特別会計繰出金 ◇下水道事業財政計画の推進		
4 し尿処理の充実	◇道央地区環境衛生組合負担金		

1 施設の整備

- 汚水管と雨水管の整備については、未整備地区の整備を促進するとともに、広島1号幹線の硫化水素対策に取り組みます。
- 下水処理センター機能の増強については、沈砂池ポンプ棟の増設や老朽化が進んでいる施設の計画的な改築を行います。
- 下水処理センターにおいて、生ごみバイオガス化処理施設を整備します。

2 維持管理の充実

- 管渠やマンホールポンプ設備等の下水道施設については、清掃・修繕など適正な維持管理に努めます。
- 下水道管理システムの整備を図り、管理業務の迅速化を図ります。
- 下水処理センターについては、機能を維持するため計画的に補修を行います。また、包括的民間委託を実施して効率的な維持管理に努めます。

3 経営の健全化

- 下水道事業の財政計画に基づき、適正な事業運営に努めます。

4 し尿処理の充実

- 道央地区環境衛生組合によるし尿の収集と衛生処理の充実を図ります。

第6章 力強い産業活動が展開されるまち

第1節 農 業

第2節 工 業

第3節 商 業

第4節 労働環境

第6章 力強い産業活動が展開されるまち

第1節 農 業

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 農地の保全	◇道央農業振興公社負担金 ◇農地利用集積促進 ◇農業水利施設多面的機能支援 ◇国営かんがい排水(江別南地区、道央用水) ◇広島揚水機用水路改修 ◇農地・水・環境保全向上対策 ★南の里排水機場改修		
2 担い手の育成	◇農業後継者等育成 ◇畜産担い手育成総合整備		
3 生産・流通の振興	◇農業振興奨励 ◇農業資金利子補給 ◇農業用排水路維持管理 ★農地改良(転作田等暗渠排水整備、遊休農地復元助成)		
4 都市型農業の展開	◇野菜づくり講座 ◇食農教室 ★菜園パーク促進		

1 農地の保全

- 優良農地の保全として、農地流動化の促進、利用権設定事業や生産構造改革を推進し、中核的農業者への農地の集積に努めます。
- 本市と江別・千歳・恵庭市、道央農協・千歳開拓農協で設立した道央農業振興公社により、農地の利用調整事業や担い手育成事業を効果的に推進し、新たに新規就農者の育成・支援に取り組みます。
- 老朽化した南の里排水機場のポンプ及び原動機を改修します。

2 担い手の育成

- 農業の担い手を育てるため、農業後継者や、地域リーダー等の研修活動を支援します。
- 道央農業振興公社と連携し、認定農業者の育成と支援を実施します。

3 生産・流通の振興

- 地域農業の振興を図るため、農業生産組織等の活動支援を行います。
- 道央農業振興公社と連携し、各種事業に取り組み経営の安定を目指します。
- 透排水性が不良な農地において暗渠排水整備を行い、農作物の品質向上と安定生産の確保を図ります。
- 遊休農地の流動化を促進するため農地復元への助成を行います。

4 都市型農業の展開

- 農業に対する理解を深め、市民農園や家庭菜園等で生かせる知識や技術を習得する、野菜づくり講座を実施します。
- 食と農業に関連した体験学習や生産者と消費者の交流を図ります。
- 新たな市民農園の開設に助成するとともに、利用者への情報提供や技術指導研修を実施します。

第2節 工業

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 企業の育成	◇企業人財づくり助成		
2 企業誘致の推進	○企業誘致		
3 工業団地の拡大	◇輪厚地区新工業団地の整備		
4 新しい時代に対応した産業の振興	◇北広島クラスターの推進		

1 企業の育成

- 市内企業の人材育成を図るため、企業セミナー事業に助成します。

2 企業誘致の推進

- 新たな工業団地への進出可能な企業を調査し誘致を進めます。

3 工業団地の拡大

- 輪厚地区での新たな工業団地の造成計画を推進します。

4 新しい時代に対応した産業の振興

- 地域特性を活かした新たな産業の創出やユニークな製品・サービスの開発を目指すクラスター構想を推進するため、研究会設立を誘導します。

第3節 商業

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 商業活性化の促進	◇商業活性化連絡会議開催 ◇商店街近代化 ★コミュニティビジネス創業支援(★支援制度)《再掲》 ★空き店舗利用促進 ★「(仮称)商工業振興基本条例」の制定		
2 各地域商業の振興	◇地域商店街活性化		
3 商業経営の安定	◇小規模事業指導推進費補助(商工会助成) ◇中小企業特別融資事業 ◇住まいのサポート事業の補助金交付 ★ホテル整備資金の貸付け		
4 商業団体の育成	◇地域商店街活性化《再掲》		

1 商業活性化の促進

- 地域商業活性化計画については、商業活性化連絡会議において計画の推進を図ります。
- 中小企業者の組織化・近代化事業に対し助成し、本市の産業振興を図ります。
- コミュニティビジネスの創業に必要な経費の一部を助成します。
- 新たに空き店舗を利用する事業者に対し、家賃の一部を助成し商店街の活性化を図ります。
- 商業の振興に関して基本的な事項を定める「(仮称)商工業振興基本条例」を新たに制定します。

2 各地域商業の振興

- 地域商店街の活性化を図り、身近な商業機能の充実を促進します。

3 商業経営の安定

- 小規模事業者への経営改善普及と地域商業の総合的な改善発達のため商工会に対し支援を行います。
- 中小企業の経営の安定を図るため、中小企業特別融資制度の拡充や普及に努めます。
- 住まいに関するサポート展開を実施する企業グループに対し、事業経費の一部を助成します。

4 商業団体の育成

- 各地区の商業者が連携し、地域特性を生かしながら主体的に商店街の賑わいや活性化に取り組む地域商店街振興会を育成、支援します。

第4節 労働環境

施策区分	計 画 事 業	★=新規	○=拡大
1 雇用の促進	◇地域職業相談室運営 ◇シルバー人材センター運営費補助 ◇通年雇用促進支援		
2 勤労者福祉の充実	◇勤労者団体補助金交付		

1 雇用の促進

- ジョブガイド北広島において、職業相談や求人・求職情報の提供などを行い、市民の就職促進を図ります。
- 高齢者の社会参加や就業機会を拡大していくために、引き続きシルバー人材センターに対し、運営費等の支援を行います。
- 市、北海道、市内の経済・労働関係団体などで構成する協議会が、提案し実施する雇用対策事業に支援し、季節労働者の通年雇用を促進します。

2 勤労者福祉の充実

- 勤労者団体の健全な発展及び勤労者の福祉の向上を図るため、講演会や研修会、交流事業の開催に係る経費に補助します。

IV 事業費総括表 (平成20～22年度:一般会計)

(単位:千円)

章	節	3年間の事業費	構成比	財源内訳				
				国支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源
第1章 安全で安心できるまち	第1節 健康と医療	4,866,217		66,701	1,010,900	0	312,710	3,475,906
	第2節 地域福祉	2,975,789		2,005,960	117,684	0	11,277	840,868
	第3節 児童福祉	3,511,379		1,167,022	550,714	0	294,355	1,499,288
	第4節 障がい者福祉	2,627,252		1,144,468	604,494	57,300	39,524	781,466
	第5節 高齢者福祉	1,486,955		0	10,879	0	71,185	1,404,891
	第6節 消費生活	6,468		0	0	0	0	6,468
	第7節 防災と消防	496,650		261,980	0	85,400	0	149,270
	第8節 防犯と交通安全	118,119		0	0	0	0	118,119
	第9節 霊園と火葬場 小計	3,462	54.9%	0	0	0	3,462	0
第2章 環境と共生する 快適なまち	第1節 自然と緑と公園	170,209		36,000	2,294,671	142,700	732,513	8,276,276
	第2節 都市景観	147		0	147	0	0	0
	第3節 環境保全	26,057		0	765	0	1,230	24,062
	第4節 廃棄物とリサイクル 小計	2,174,185	8.1%	525,310	0	1,163,900	259,064	225,911
第3章 いきいきとした 交流と連携のまち	第1節 コミュニティ	140,285		35,000	0	23,600	0	81,685
	第2節 広域交流	13,755		0	0	0	3,756	9,999
	第3節 観光とイベント	16,640		0	0	0	0	16,640
	第4節 平和と人権	4,491		0	0	0	1,450	3,041
	第5節 開かれた市政 小計	484,172	2.2%	35,000	3,100	23,600	7,040	590,603
第4章 豊かな心と 個性ある文化を はぐくむまち	第1節 幼児教育	238,232		72,071	0	0	0	166,161
	第2節 学校教育	2,081,068		566,307	0	449,900	32,600	1,032,261
	第3節 社会教育	285,737		768	13,033	33,600	11,905	226,431
	第4節 芸術と文化	89,436		0	10,200	7,300	13,683	58,253
	第5節 スポーツとレクリエーション 小計	436,458	10.7%	45,670	10,545	225,100	48,419	106,724
第5章 高い都市機能をもち、 活力にあふれるまち	第1節 市街地整備	180,735		684,816	33,778	715,900	106,607	1,589,830
	第2節 住宅	930,253		0	300	15,000	29,580	135,855
	第3節 道路と交通	1,906,581		335,333	0	586,400	0	8,520
	第4節 情報通信	267,140		597,795	408,250	435,300	5,510	459,726
	第5節 上水道	123,664		0	0	0	2,500	264,640
	第6節 下水道とし尿処理 小計	1,827,980	17.9%	933,128	408,550	1,121,600	84,009	2,689,066
第6章 力強い産業活動が 展開されるまち	第1節 農業	1,047,717		687,748	118,267	81,000	84,459	76,243
	第2節 工業	1,686		0	0	0	0	1,686
	第3節 商業	725,559		0	0	144,000	450,000	131,559
	第4節 労働環境 小計	46,186	6.2%	0	0	0	0	46,186
総計		29,310,664	100.0%	7,548,133	2,892,928	3,430,600	1,742,764	13,696,239

この総括表は、実施計画事業(一般会計)の事業費を集計したもので、特別会計や水道事業会計への繰入金を含んでいません。

北広島市総合計画
第3次実施計画
(平成20年度～22年度)

平成20年2月

●発行●

北広島市

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1

TEL 011-372-3311

<http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>

●編集●

企画財政部
